

第 1 回坂出市子ども・子育て会議 議事録

開催日時	平成 26 年 8 月 19 日（火）午後 1 時 30 分
開催場所	坂出市水道局 3 階 大会議室
会議次第	1. 開 会 2. 委嘱状交付 3. 議 事 (1) 会長の選出について (2) 事業計画における「量の見込み」の補正について (3) 子ども・子育て支援新制度に係る基準条例について (4) 坂出市子ども・子育て支援事業計画の構成について
出席委員	松本会長，藤井副会長，入江委員，大喜多委員，大林市委員，井上委員，篠原委員，杉田委員，砂川委員，津島委員，中西委員，橋本委員，花岡委員，三野委員
欠席委員	大林朋委員，川滝委員，齋藤委員，中橋委員
配布資料	資料 1 事業計画における「量の見込み」の補正について 資料 2 坂出市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要について 資料 3 坂出市子ども・子育て支援事業計画 【構成案】 参考資料 1 H26. 3. 19 子ども・子育て会議提出資料 参考資料 2 H26. 4. 1 住民基本台帳の人口を反映したもの 参考資料 3 住民基本台帳人口の推移

＜会 議 の 概 要＞

○開 会

事務局 定刻になりましたので、ただいまから平成 26 年度第 1 回坂出市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

○委嘱状交付

事務局 初めに、委員の交代がありましたので、ご報告いたします。平成 26 年 3 月 31 日をもちまして、小松会長，金井委員，南条委員，米澤委員が辞任され、新たに大喜多委員，川上委員，津島委員，松本委員が選任されました。新たに選任されました委員の方に、加藤副市長より委嘱状を交付させていただきました。

ます。

(委嘱状交付)

○副市長あいさつ

事務局 それでは、平成 26 年度第 1 回坂出市子ども・子育て会議開催に当たりまして、加藤副市長より一言ごあいさつをさせていただきます。

(副市長挨拶)

事務局 ここで、加藤副市長は他の公務のため退席させていただきます。

○委員の紹介

事務局 次に、新しい委員の方もいらっしゃいますので、委員の皆さまに、一言ずつで結構ですので、配布いたしております名簿順に自己紹介をお願いしたいと存じます。

(各委員自己紹介)

事務局 続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

(事務局職員自己紹介)

事務局 本日の会議は、先ほど報告しましたとおり、小松会長の辞任により会長が欠けております。坂出市子ども・子育て会議条例第 5 条第 4 項の規定により、会長がかけたときは、副会長が職務を代理することとなっておりますので、藤井副会長よろしく申し上げます。

副会長 規定に従いまして、会長が選出されるまで、会長の職務を代理します。初めに、本日の委員の出欠の状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、本日の出欠の状況についてご報告いたします。

3 名の議員より、欠席の連絡がございました。齋藤委員につきましては現在、遅れている状況にございます。委員 18 名中 14 名のご出席をいただいております。定足数であります半数以上を満たしておりますことをご報告させていただきます。

副会長 ありがとうございます。本日の資料につきましては、予め事務局より送付いたしております。ご持参されていない方がいらっしゃいましたら、事務局までお申し付け下さい。

○(1) 会長の選出について

会 長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。議題 1、「会長の選出」を行います。坂出市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項の規定により、会長は委員の互選により定めることとなっております。どなたかご推薦等はございますか。

(会長の互選)

副会長 会長が選出されましたので、早速ですが、会長には、会長席に移っていただき、ごあいさつをお願いいたします。

(会長挨拶)

副会長 会長が選出されましたので、この後の進行は会長をお願いいたします。

会長 よろしくをお願いいたします。それでは、これより議長を務めさせていただきます。委員の皆さま方のご協力をいただき、会議をスムーズに進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○(2) 事業計画における量の見込みの補正について

会長 では、さっそく初めの議題に入りたいと思います。「議題2 事業計画における量の見込みの補正について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (資料1 事業計画における量の見込みの補正についての説明)
(参考資料1 H26.3.19 子ども・子育て会議提出資料の説明)
(参考資料2 H26.4.1 住民基本台帳の人口を反映したものの説明)
(参考資料3 住民基本台帳人口の推移の説明)

会長 ありがとうございます。ただいま、事業計画における量の見込みについて説明がありましたが、この件について、どこからでもかまわないと思いますので、質問・ご意見がございましたらお願いします。発言の前に、挙手をさせていただいて、名前も記録を取っていると思いますので、言っていただいております。

数値に関わる話ですので、大変複雑というか、言いにくいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 (資料1についての補足説明)

会長 ありがとうございます。1号認定、2号認定、3号認定がぱっと思い出せない方は、パンフレットを見ていただければいいと思うのですけれども。1号認定と2号認定については、推計人口の修正で基本的には対応していただいて、3号認定は簡単に言うと、0~2歳のこと、3号認定に関しては、推計人口の修正はもちろんなのですが、ひとつは、保育士数の確保というようなことでわずかですが補正いただいたというご説明です。

それから、地域子ども・子育て支援事業は、実績を踏まえた上で推計人口から補正いただいたとの説明があったと思います。いかがでしょうか。どこからでも、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委員 今、事務局の方から少し説明いただいて、やっこの数値の見方が分かったかなという感じがしております。大変難しいです。ここから、何を読み取ればよいのかがよく分からなかった状態です。ちなみに、先ほど0歳児につ

いては3人に1人、1・2歳児については6人に1人必要なのだというお話がございましたけれども、よろしければ、例えば、幼稚園の3歳児から5歳児では何人に1人いるのか、放課後児童クラブについては、低学年であれば何人に1人いるのか、高学年であれば何人に1人いるのかみたいな数値が、もし、分かれば教えていただきたいと思うのですが、参考までによろしいですか。だいたいどういった基準なのかという。あまり本件に関係のないことを言ってしまったのなら申し訳ないのですが。

会 長 最低基準の話だと思うのですが、坂出市として3歳以上の基準はどうなっているかという質問です。

事務局 保育所の最低基準ということで、3歳が20人に1人、4歳・5歳が30人に1人となっています。それから、幼稚園の方ですが、3歳は20人に1人、4歳は30人に1人、5歳は35人に1人。クラス編成の関係だと思います。

事務局 放課後児童を担当しております教育総務課でございます。現在は、厚生労働省の平成19年のガイドラインに基づきましてやっております、それにおきましては、いちおう1クラス70名まで可能となっております。坂出市の場合においては、指導員2名プラス特別支援を要する子どもがおられましたら、各クラスに配置をしているということです。

委 員 失礼します。あのつまらない質問で申し訳ないのですが、2号認定の幼稚園の利用希望が強い子どもというのは、お母さんはお仕事しているけれど、幼稚園に行って幼稚園で時間外保育を受けている子どもととらえてよろしいでしょうか。

事務局 2号認定の幼稚園利用希望が強い子どもというのは、この2号認定、あくまで保護者の就労状況で出ております。ですから、幼稚園に預けていて、お父さんとお母さんが共働きになっているというお子さんで、使いたい施設としては幼稚園ということです。ですから、これは両方の形態があるのではないかなと思います。例えば、1つは、幼稚園に行きまして、その後は預かり保育で17時くらいまで見てもらう。もうひとつは、昼までの幼稚園に行きながら、おじいちゃん、おばあちゃんが迎えに行って、その後は、おじいちゃん、おばあちゃんにみてもらうといったような、両方の利用形態があると思います。

委 員 ありがとうございます。それと、この修正後の人数で増えているのが多いということは、思ったよりも子育て支援がうまくいっているということなんではないでしょうか。

事務局 この修正後の数字は、最初にお渡ししました3枚の資料の中で、計画期間中の児童数の推計が、当初の見込みよりも若干増えているところとか、若干

減っているところがあるのですが、比べていただきますと、就学前児童につきましては、27年度の1,247人が1,230人と若干増えております。そういった関係で、利用率でみていますので、修正後の数字が多少増えたような結果となっております。

会 長 私自身が質問というか1枚目が3月19日の資料、2枚目が4月1日の住民基本台帳の人口を反映したものです。

事務局 すいません、逆の説明をしました。27年度としては、若干減ったのですが、最終年度31年度につきましては、人口の減少加減が緩やかになったということで、当初の予想よりは若干増えたということです。説明が逆になって申し訳ないです。

会 長 分かりました。31年であれば、3歳から5歳の1,125人がそういう計算で1,166人ということですね。ありがとうございます。ちょっとこちらの人口推計の資料を見ていただくので、分かりにくいところがございます。他にございますか。

会 長 ひとつだけよろしいですか。これまでの会議で、もしかしたら出たかもしれませんが、3号認定の所で、保育士確保の所が課題になっています。何か少し具体的な案がありましたら教えていただければと思います。

事務局 保育士確保につきましては、坂出市だけに限らず、全国的に非常に確保するのが難しい状況にあります。今回、具体的な事業計画を定めて、利用定員を設定した上で、各施設で子どもを保育することになります。市だけではなくて、県でも必要な保育士数をどうやって確保していくのかということです。県の方でも、昨年度より保育士登録バンクというのを始めまして、保育士資格を有している方というのは結構いらっしゃるのですが、実際、その資格を仕事に活かされていない潜在的な保育士の方がおられますので、そういった方をいかに保育の現場に戻っていただくかということが大きな課題ということで捉えております。そういったことで、先ほどありましたように、保育士バンクは県が行う事業なのですが、特に出産とか、子育てを機に離れていく方がスムーズに現場に帰れるような研修とかといった取り組みを行っております。坂出市の方でもなるべく確保できるように、今後さらに方策というのを検討していく必要があると考えております。

会 長 すいません、ありがとうございます。会議に私自身がまだ少し乗りきっていないところがありました。少しずつ理解してまいりたいと思います。ありがとうございます。

では、他によろしいでしょうか。

他に議題もございますので、事業計画における「量の見込み」の補正につ

きましては事務局に説明していただいた案でよろしいでしょうか。

会 長 事業計画における「量の見込み」の補正についてはこのようにします。

○（３）子ども・子育て支援新制度に係る基準条例について

会 長 では、次の議題に進みたいと思います。議題３の子ども・子育て支援新制度に係る基準条例について事務局より説明をお願いします。

事務局 （資料２ 坂出市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要についての説明）

会 長 はい、ありがとうございます。坂出市特定教育・保育施設および特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要について事務局から説明がございました。

会 長 パブリックコメントの募集を行ったということで、この会議の役割は、地域の子ども・子育て家庭の実情を踏まえて反映することだと思います。この会議をふまえて、９月の定例会議にいくという流れを説明いただきまして、国の基準では「従う」と「参酌」というのがあって、国の基準どおりということがほとんどですが、最後の放課後児童健全育成事業に関する部分で、市の実情を考慮する必要がある場合はといったような前提的な要件。特に、順番ごとに見ていく必要はないのかなと思いますので、ちょっと量が多いのですが、どこからでも結構なので、特にこの部分でというご意見・ご質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委 員 先ほど教育総務課の課長さんのご発言もあったのですが、そのことと関係づけて最後の部分の所だけお答えいただきたいと思います。放課後児童クラブ、本市では、仲良し教室というふうに言っておりますので、そういう言い方をした方がお母さん方には分かりやすいのかなと思いますけれども。詳しく聞き取れなかったのですけれども、先ほど課長さんのご発言のなかに 70 人という数値があったかと思うんです。それで特に気になりますのは、20 ページの下の表の指導員数 1 クラスにつき 2 名以上、それから児童の集団規模おおむね 1 クラス 40 人以下とするということと、21 ページの開所日数ですね、私の記憶でも確か 6～7 年前からこの仲良し教室っていうのが開設できるようになったかと記憶しているのですが、その間だんだんこの開設日数が増えてきています。現在の基準と開所日数と比べて年間の 250 日以上を原則とするっていう数値が現在の基準と比べて変わるのかどうなのか。それから、この法で 27 年度から新しくスタートする仲良し教室がどう変わっていくのかというのを分かりやすくご説明願いますか。

事務局 教育総務課でございます。先ほど、三野委員のご質問に対しましてお答え申し上げましたのは現状でございます。現状につきましては、お手元の資

料の 19 ページの 3 番です。現状の放課後児童，仲良し教室でございますが，これにつきましては，平成 19 年のガイドラインによりまして 70 名というのが一応ありますので，それに基づいて現状は運営をしております。

ただ，条例を制定するとなりますと，平成 27 年度以降につきましては，先ほど申し上げましたように，20 ページの 3 のひとクラスの児童数は，おおむね 40 人以下ということでございます。また，21 ページの 4 で 1 人当たりの面積がおおむね 1.65 というふうな条例を作らなければならないということで，9 月議会で条例案を議会の方へ上程する予定でございます。

現状を申し上げますと，平成 26 年 7 月末現在で，坂出市におきましては，8 小学校区で 11 教室開設いたしております。その中で 7 月末現在，年間の継続利用を行っている児童は，1 クラスの人数の 40 名というのがあるのですが，それをすでに超えているところが坂出小学校の坂出 A と坂出 B です。坂出 A が現在 50 名，坂出 B が現在 47 名という数字になっております。また，もう 1 クラス超えているのが，林田小学校の林田 A で 49 名です。年間利用で 40 名を超えているところがこの 3 教室でございます。

それに対しまして，現在進行形なのですが，やっぱり人数をクリアするためには，もうひと教室開設する必要性が出てまいります。ただ，林田につきましては，もうひと教室開設に向けて予定が進んでいるんですけども，坂出小学校につきましては，新設の校舎になりましたので，少人数教育とか特別支援の教室等もありますので，今のところ 2 教室から余裕教室がないというので，たちまち坂出小学校につきましては，ひと教室増やすのはなかなか難しい現状でございます。また，林田 A につきましては，先ほど申し上げましたように，もうひと教室開設する予定で今のところ進んでおります。

反面，1.65 m²という児童 1 人当たりにつき面積がございますが，これにつきましては，これを下回っている所が林田 A です。林田 A が今のところ 1.29 m²になります。林田 B は，1.53 m²です。その他の教室につきましては，すべて 1.65 m²という基準はクリアしておりますので，その 2 点の考え方から，林田が優先的にもうひと教室開設するような方向で今のところ考えております。

それと，開設の日数なのですが，年間 250 日という話なんですけど，今のところ 250 日で進めております。250 日といいますのが，これは県の補助事業で，原則事業費の 3 分の 2 が補助になります。その補助の要綱で，250 日以上と明記されておりますので，坂出市におきましては 250 日以上の開設にしておりますし，また，来年度につきましても 250 日というのを順守してまいりたいと考えております。以上でございます。

委員 重ねてちょっと見直しをお伺いしたいのですが、今、課長さんが挙げられた数字というのは、本年度の7月の現状ということですね。この新制度がスタートすると、この放課後児童クラブ、仲良し教室の対象枠が小学校6年生まで広がるということですよ。

事務局 坂出市の現状としては、1年生から3年生、かつ弟と妹がいる4年生を対象としております。しかしながら、先ほどもありましたように、なかなか人数に余裕のないところもございますので、たちまち6年生まですべてということにはならないと今のところ考えております。ただ、この5年間というスパンで考えますと、5年間の中で、出来るところまではいかなければいけないのかなという認識は持っておりますが、27年度につきましては、4年生まで拡充するのかどうかを検討している段階でございます。5年生、6年生につきましては、来年度の4月1日実施というのは、なかなか難しいと考えております。

委員 はい、ありがとうございます。一番懸念しましたのは、坂出市の場合に仲良し教室というのが、学校の余裕教室を使って運営されているということです。小学校6年生まで拡充するということになると、いったいどれほどの数になってくるのかという推定の数値は出されているわけですが、学校ごとに、今現在、どれだけ余裕教室があって、仲良し教室の場所として利用できるのかというのは、小学校ごとに洗い出さないと一概に大きな枠の中で考えることはできないかと思うのです。5年間の経過措置があるということです。その間に、十分に学校現場と話を通してもらいながら見直しをもって進めていただきたいということがお願いでございます。よろしくお願いいたします。

事務局 今、津島委員がおっしゃられましたとおり、教育総務課におきましても、小学校になかなか教室がないという認識はございます。また、6年生まで対象学年を増やしまして、実際にどうしても必要だということになれば、難しいと思いますけど、その都度、その辺の協議は、小学校と十分にさせていただきたいと思っております。

会長 他にありますでしょうか。

委員 2ページの4番に「本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、基本的に国の基準を本市の基準とします」とあるのですが、実際、私も保育園で勤めていると国の基準が本当に高いというふうには思えないんですね。やっぱり低いなど。特に0歳は、3対1ですが、1歳児・2歳児は6対1なんです。1歳児の6対1と2歳児の6対1ではかなり違うんですね。それから、3歳児の20対1も本当に大変です。まだ、生

活習慣もしっかり自立していない3歳児は、排泄の自立とか着脱の自立とかというところで弱さを持っていますので。保育園で0, 1, 2と保育を受けてきた子とお家から3歳で新しく教育・保育を受ける子といたら全然生活習慣の力が違います。食事にしても本当に好き嫌が多い。集団行動になかなかなじめない。そういう中で、やっぱり毎年大変だということを感じてくるんですけれども、それまで6対1だったのが急に20対1になっているじゃないですか。だから、国の基準って全然よくないというか。私としては、本当に低すぎるんじゃないかと。国の方も、この間制度をどうするかで、いずれ消費税が10パーセントに上がったら、3歳児を15対1にするとかいうふうなことを、1歳児についても考えていますが、当面は3歳児の15対1を目指しますとあります。それも、消費税が10パーセントになって予算ができたらというように但し書きがあったと思うんです。そういう状況の国の基準なわけです。それで、本市の実情っていうところで、特に異なる内容を定める特別な事情や特性はないと言われていたんですが、あえてそれを明記する必要があるのでしょうかという質問なんです。

それと、小規模保育事業の方なんですけど、小規模保育事業のA型についてはほとんど保育園と同じ基準っていうことなんですけど、B型になりますと、保育士が確か2分の1以下というふうに。お母さんたちが選んだ保育施設によって、条件が変わってくるというのは、預ける側の人にはたぶん詳しくご存じないと思います。保育士もそうですし、保護者の方もそうですが、保育園に入ってこんなだったんだということはすごく多いので、預ける施設によってそういう条件が違うというのはおかしいなと。実際、今そうなんですけれども、せつかく制度が変わるんだったらこの機にそういう差をできるだけなくしていく方向ってというのが望ましいのではないかな。できれば、坂出はそういうような保育制度にさせていただきたいなというふうに思います。

会 長 ありがとうございます。ひとつは、2ページの「本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、基本的に国の基準を本市の基準とします。」というところをご判断いただくということと、もうひとつは、小規模保育事業のA型とB型・C型の職員の基準が違っていることについての意見があったと思います。事務局の方、説明をお願いします。

事務局 「本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性」というのは、例えば、都市部で待機児童が非常に発生している東京都の場合、認証保育所というのがございます。これは、国が認可する基準よりも設置しやすくすること、なおかつ東京都が認証することで、公的な補助金があって、待機児童の解消に役立てるといような、地域として保育や施設を拡充しな

いと待機児童がかなり発生するというような地域があります。そういったところにつきましては、現在の基準を多少なりとも緩和しながら保護者の希望を満たし保育所に入れるようにというような事情が坂出市の場合は、ありませんということです。基本としている国の基準ですね、この基準は何かといいますと、それに基づきまして、保育の内容、職員の配置人数とか面積とかありますけど、決まった保育が提供されます。それとイコール、国からは基準に対して運営費が出ていますので、逆に、坂出市が独自で、難しいと思いますが、3対1を2歳までやれといった場合には、保育所の方は貰える運営費では運営できないようなことになりますので、一般的な国が示す最低基準なんですけど、最低基準を満たしているという内容であれば、それよりも厳しくとか、逆に緩和とかする必要がないのではないかなということ、特性はないということで国と同じような基準で今回、条例案を提案させていただいております。

それから、小規模保育事業につきましては、今回、A型・B型・C型と3種類ありまして、委員さんがおっしゃるとおり、非常に分かりにくい内容で、私どもも読み解かないと内容等が分かりにくいのですが、これにつきましては、最初に言いましたような保育所の分園型にする場合は、もうほぼ保育所と同じになるような内容なんですけど、ただ保育所の場合は、最低20人以上といった定員の基準がありますから、定員を設定できないような地域であれば小規模保育事業ということで19人以下の施設型というような形です。それから、無認可保育所については、無認可のままでは、新制度の中で、最低的な基準を満たしながら、保育を受けることができ、なおかつ公的な補助を与えることで、保育の水準を上げていくことができるよという考え方で、今回3段階に分かれておりますが、それぞれ選ぶ方が分かりにくいというような意見がありましたが、条例案でも情報公開が非常に言われてまして、保育所や幼稚園につきましても保育所、幼稚園が現在どのような内容の保育や教育を提供しているか、職員数がどれくらいであるか、施設の内容がどうであるか、幼稚園等であれば理念がどのようなものか、当然、事業であれば細かい内容ですね、そういったものを、今後、情報提供していかなければいけないということになっております。今回の制度は、保護者が自分に合った施設や事業類型を選択することができるということで、その反面としまして、情報公開というのが、新制度の中でも重要視されているところであります。最初にも言いましたように、必ずしも坂出市がこの小規模保育事業のA型・B型・C型をすべて行っていくというようなことは、先ほど議論いただきました量の見込みに対して、現在の施設でどれだけそれを確保していけ

るか、もし、それを確保できなかった場合にそれを、どういう形で確保していくかというのは、今後の議論の中で進んでいくことでもありますので、この条例につきましては必ずしも条例を作ったからといって、事業自体を坂出市ですべて行っていくとは、現時点で申し上げることは出来ません。しかし、需給の関係上、必要に応じて事業を行っていくということになってまいります。

委員 それこそ、議会で補助金をもっと出しましょうとなってくれたらいいですね。国が本当にお金を出さない方向で、市に投げるみたいなのがあるから大変だと思うんですけど、本当にみなさんが最初に言われたみたいに、坂出市の子どもたちがより良くなるようにと思います。

委員 篠原委員のおっしゃることは、私も現場でおりましたので、よく分かるのと同時に、市の方のこともその半分くらいよく分かるのですが、例えば、篠原委員は、国の基準を本市の基準としますという文言など書かずに、坂出独自のもっと手厚い基準にしたらどうかというのが趣旨であろうと思いますが、市の方は市の方で、先ほど出ましたように認証保育所という坂出市の基準よりももっと緩い基準の保育園もあるけれども、そういうふうにはならずに基準通りはちゃんといつて、この中で手厚くしましょうねということを坂出市は言っているのではないかなと思うんですが、何か両方の考えがよく分かります。

さっきの質問と少し抵触するところがあるかと思うんですが、これが私の質問です。1号認定・2号認定というのがありますね。認定こども園というのは坂出にはないのですが、認定こども園がもしあるとすれば、申し込む側であるお母さんから言うと、認定こども園は1号認定も2号認定も3号認定もいるということですね。

事務局 認定こども園の場合は、必ず設定しなければいけないのが2号認定です。2号認定の定員さえ確保できれば新制度では認定こども園となることが可能です。ですから、幼稚園から認定こども園になる場合は、今は1号認定の定員しかありませんので、2号認定の定員を新たに設置していく必要があります。逆に、保育所が認定こども園になるのであれば、特段、1号認定は設定しなくても可能ということになります。

委員 なんでこんな質問をしましたかといいますと、坂出市は先ほどからおっしゃるように当面は、需要に応じて行っていくというのですけれども、現状の維持がたぶん当分続くだろうと思うんですが、幼稚園の場合は、今は1号認定になるんですね。預かり事業を行っている所や行ってないところがあるんですが、その件について、預かりをしている園は1号認定のままでいくん

ですね。

事務局 現在、預かり保育をしているのは私立の幼稚園になります。私立幼稚園は、新制度に移行する場合と新制度に移行せずに現状のままいくことも可能なのですが、移行した場合につきましては、預かり保育をされている方が2号認定で預かるというのであれば、それは言ってみたら認定こども園に移行して保育を受けるということになりますし、幼稚園のまま1号認定だけで、なおかつ一時預かり事業を市から受けるというようなことも可能です。

委員 この条例の中にはないんですけど、そこで事業の認定を受けるとしたら、その時の定員だとか職員の基準とかいうのもあるんですか。

事務局 利用定員についてはございます。幼稚園は1号認定の区分を定めるということだけです。なぜ人数がないかといいますと、保育所の場合は、最低20人というのが認可基準にございますので、保育所は、20人以上で2号と3号を定めることとしております。幼稚園の場合は、1号認定の子どもの区分を定める。現在、例えば、100人だったら100人、1号認定、3歳・4歳・5歳の全体として利用定員を定めるということです。

委員 その時の、職員の資格とかそういう基準はないんですか。

事務局 職員の基準につきましては、認可の基準と一緒にですので、幼稚園の場合はクラス単位になってくると思います。資料が抜粋した概略になっているので分かりにくいですが、条例案の方には認可基準と同様な形で入れております。

委員 分かりました。私が、なぜ細かいことを訊ねしているかと申しますと、ある1人の保護者を想像してみてください。この条例だけを見ていましたら、保護者も子どもの姿があまり浮かんでこないのですが、私は、条例を子どもとお母さん、お父さんをセットにしながらこれを読ませていただきました。仮定ですが、どこかから坂出市に転入してきた子どもさんがいるとします。その子どもさんが、お母さんが、坂出市の某幼稚園に、申し込みました。当然今まで通っていたところは、幼稚園で預かり事業があったので、当然あるものだと思っていたのだけれども、ないということが分かりました。それから、保育所を探さないといけません。認定こども園もないですから、保育所を探さないといけません。その時に、自分の勤めやらなんやらを総合して、ここがいいなと思うところには入れないという状況ができましたと。そういう時には、どういう助言とかをそのお母さんにして差し上げられるのかなと思います。で、先ほども小規模保育所のことを申し上げましたよね。それも同じで、自分がかつていたところと同じだと思ってきたのにもかかわらず、坂出にはこれがないわというのを転居してきておいおいに分かってくると思うんです。ないものがたくさんあって、それを全部作れという意味ではなく

て、その時の対応の仕方というのがいろいろあるんじゃないのかな、転居してきた人は困るんだらうなというのが一つです。質問でも何でもありませんが、私が想像しながら感じたことです。

事務局

ただ今の件ですが、確かに情報公開というのものもあるんですが、地域子ども・子育て支援事業の中に、利用者新規事業というのが謳われております。それは何かといいますと、先ほどもありましたように、坂出市で提供していく空き状況を含めた施設、それプラス地域子ども・子育て支援事業という一時預かりなどのサービスでどういったものが提供されているかということ。横浜でいいますと保育コンシェルジュっていうんですが、そういったようなものが新規の事業で謳われております。坂出市でも、利用者支援事業についても今後検討していく必要があるのではないかなということを考えております。

会長

よろしいでしょうか。

委員

委員のおっしゃったように、都会で保育園の経験をされているので、地方との違いをずいぶんお感じになるだろうと思うんですね。わたくしの園のお話を申し上げるとですね、転勤してこられる若いお母さんたちは、ネットでよく調べていて、転勤して来られる方にどのようにしてお知りになりましたかと聞くと、インターネットで調べましたと。それで、どういう保育をしているのかを見て選ぶというふうに言われていますので、そういう意味では、幼稚園といい保育園といい公立といい私立といい、坂出市がどういう特色があると、保育園にもそれぞれ特色があるのかもしれないと思いますので、保育園のことを全然分からないので、失礼なことがあるかも知れないんですけども、私立の幼稚園であれば、特色を出さないと評価していただけないので特色を出している。坂出市だと、幼稚園とか保育園にこういうところがありますよっていう中身についてのホームページなんかもう少し市の所にアクセスすると見られるような情報提供をすると来られた方が心配されなくていいかなというふうに思います。

委員

委員から、今その言葉を聞いてすごくなるほどなと思ったんですが、一番最初に先生が、こういう坂出市についていうのを浮かべながらこの会は進めていくんだっておっしゃいましたよね。もうそれが本当に基本であって、その基本でなるほどと思いました。私が今言ったのは、頭の中で浮かんだ事柄ですから、もう少し具体的にこの保育園はこんなことをやっていますよっていう。遊びの内容についてとか、教育の内容について、生活のスタイルとかすごく気になると思うんです。針でつついたようにとまでは言いませんが、そういうのが調べるお母さんに一目瞭然分かるようなことがあったら本当にいいなと思いました。今、先生のお話を聞かせていただいて。

会 長 ありがとうございます。なかなか難しいところではあるんですけども、これは条例の話で、条例で定められたものを坂出市で全部揃えなければいけないという話ではなくて、確保策の中で、具体的に坂出っていうまちの実情にあってどうしていくかっていう後の議論で、次の会か次の次の会の議題になっていくのかと。今、ご意見の中で保育状況、配置基準に関すること、情報提供に関することがあって、国基準を最低のラインで位置付けながら坂出市として、より良いものを目指していくというのは、みなさん一致しているのかなと思いますので。今、ご意見として伺っておくということによろしいでしょうか。

委 員 小規模保育のところで、ちょっと気になっているんですけども。少人数で預かるのは、家庭的保育でしたかね。どういうふうにどういう方がいて、どういう内容かというのが分からないと、預けてみて、これは困ったな、子どもがかわいそうだなというようなことになりかねない。そういうことが起きないようにということで。こういうところの財務監督とか保育内容の監督はどこが所管されるんでしょうか。

事務局 家庭的保育等につきましては、市町村の認可事業でなおかつ市が確認して、運営費を出すということですので、指導監督は市が行うということになります。

委 員 具体的に、部署がおありになるということですね。私が見たら、民間がすることなんだろうなとか思わないんですけど、市がされるということはあんまり考えていないので。逆に民間がされるということはやはり、内容把握をしっかりとされていないと子どもの幸せにつながらない可能性もおこりうると思うので、ぜひ、そういうところをご注意していただいて、もしそういう事業所があれば安心して保護者が預けられるというような体制にさせていただきたいと思います。

委 員 よろしいですか。先生がおっしゃるのに私すごく共感するんですよ。7年前に飛士己ちゃん事件ってあって、無認可で赤ちゃんが園長によって虐待死した事件があったんですけど、無認可で十分に研修とかを受けないことで、認可園に比べて死亡事故が多いですよ。そのことを考えるとやっぱり保育士の研修を義務付けるっていうのがすごく大事なことじゃないかなって思うんです。やっぱり、認可園とか公立の保育園だったら義務付けられていろいろ研修のお誘いがあるんです。飛士己ちゃんの事件が起きてから、香川県でも、無認可保育園とかそういう小さな保育園に対して、研修の場を提供するようになったと思うんですけど、最初に小規模保育事業のところのB型のところですね、市長等が行う研修を受けた人がっていうのがあるんですけど、そ

れ以後の研修についてはどこにも位置付けがないんです。そういう意味ではぜひ、研修の義務付けっていうのを入れていただきたいなど。もちろん、先ほどからしつこく言っているのですが2分の1は無資格の人でもいいというような前提があるので、それはどうしても私としては、納得が出来ない所なんですけど。そういうのは入れていただけないんでしょうか。

会 長 職員配置の基準に関する修正の意見ということになりますでしょうか。

委 員 基準に関しては、最低基準ですので定めざるを得ない。それから、もうひとつ、どういうサービスをやられているかは現実で変わってきますので、条例では決められません。それはまた、別に考える必要があります。もうひとつ、こういう法律が出来上がってしまっているの仕方ないのですが、坂出市レベル、あるいは県レベルでしぼりの緩い施設に関して県レベルで何らかの処置ができないか市から県の方に意見をあげていただきたいと思います。

事務局 委員さんがおっしゃられているように、保育士につきましても、現実問題としては、今、定期的に色々な研修に参加しているんですが、特段なんらかの義務付けというものではございません。有資格者が保育するという形になっておりますので。この条例につきましても必要な研修を修了した者、保育従事者ですね。これにつきましても、最低的な基準ということで、そういった方を対象にどういったような研修を行っていくか。それが例えば、坂出市だけでできるものか。そういった事業がどれだけ香川県内で展開されるかによって、家庭的保育とかについても研修の修了というような規定はあるんですが、その研修自体を各市町が行うよりは、県が一体としてやった方が適切な水準で行えるんじゃないかということで、市によってはそのような要望を県に対して出しているということも聞きますので、有資格者、研修修了者の研修についても追々として検討していきたいなというふうに考えております。

会 長 ありがとうございます。私も、実際に、研修をその後どうしていくかっていうのはすごく重要だと思います。ただ砂川委員さんがおっしゃられた条例としてどこまで定めていくかということは、また別な問題としてあると思います。条例としての最低的な基準としては、事務局の内容ということで、そのあとで特に指摘された小規模保育事業のB型やC型の基準の問題であるとか、家庭的保育事業の職員の事後的な研修については、より充実した内容を坂出市として、もしくは県としてできるように、子ども・子育て会議として意見を出していくということで、とりまとめるのでよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

○（４）坂出市子ども・子育て支援事業計画の構成について

会 長 坂出市子ども・子育て支援事業計画の構成についてということで、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局 (資料3 坂出市子ども・子育て支援事業計画 【構成案】についての説明)

会 長 ありがとうございます。事業計画の構成について説明がありましたが、この件について何か質問やご意見ございますでしょうか。

では、今はまだ目次ですので、中身がどうなるかというのは、皆さんがご意見を出していただければと思います。では、事業計画の構成についての事務局説明を通してよろしいでしょうか。

では、事業計画の構成についてはそのようにいたします。

以上で本日予定しておりました議題はすべて終了しました。その他事務局より何かございますでしょうか。

事務局 本日協議いただきました量の見込みをベースにしまして、次回の子ども・子育て会議では、確保方策および最後に説明いたしました坂出市子ども・子育て支援事業計画の素案について、提案させていただきたいと考えております。時期については、まだ確定はしておりません。9月末から10月頭ぐらいを今のところ考えておりますので、また、日程等決まりましたら案内状の方を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。少し長くなりましたが、以上で本日の会議を閉会いたします。長時間にわたってありがとうございました。